年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会 令和4年2月22日答申分

〇答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの		2件
国民年金関係	O件	
厚生年金保険関係	2件	
(2)年金記録の訂正を不要としたもの		O件
国民年金関係	O件	
厚生年金保険関係	O件	

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2100412 号 厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2100087 号

第1 結論

1 請求者のA社における平成28年10月1日から令和元年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成28年10月から平成30年1月までは11万8,000円から26万円、平成30年2月は11万8,000円から28万円、平成30年3月から同年9月までは11万8,000円から26万円、平成30年11月から平成31年1月までは11万8,000円から26万円、平成31年2月から令和元年7月までは11万8,000円から20万円とする。

平成 28 年 10 月から令和元年 7 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年10月から令和元年7月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成 28 年 8 月 20 日から同年 10 月 1 日までの期間、 平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 10 月 1 日までの期間及び平成 30 年 11 月 1 日から令和元年 8 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要で ある。標準報酬月額については、平成 28 年 8 月及び同年 9 月は 11 万 8,000 円 から 26 万円、平成 29 年 9 月から平成 30 年 1 月までは 26 万円から 30 万円、 平成 30 年 2 月は 28 万円から 30 万円、平成 30 年 3 月から同年 8 月までは 26 万円から 30 万円、平成 30 年 9 月は 26 万円から 28 万円、平成 30 年 11 月から 平成 31 年 1 月までは 26 万円から 28 万円、平成 31 年 2 月から令和元年 7 月ま では 20 万円から 28 万円とする。

平成28年8月及び同年9月、平成29年9月から平成30年9月まで並びに 平成30年11月から令和元年7月までの訂正後の標準報酬月額(上述の厚生年 金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険 法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額 として記録することが必要である。

3 請求者のA社における令和元年8月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和元年8月の標準報酬月額については、11万8,000円から28万円とする。

令和元年8月1日から同年9月1日までの期間について、厚生年金保険料を 徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書 の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録すること が必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和39年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請求期間: 平成28年8月20日から令和元年9月1日まで 請求期間について、A社における厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬 月額と異なり、低い額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、本件訂正請求日(令和3年9月15日)において厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅している期間については、厚生年金特例法及び厚生年金保険法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用することを踏まえ、平成28年8月20日から令和元年8月1日までの期間については厚生年金特例法及び厚生年金保険法を、令和元年8月1日から同年9月1日までの期間については厚生年金保険法を適用し、記録の訂正が認められるか否かを判断することとなる。
- 2 請求期間のうち、平成 28 年 10 月 1 日から令和元年 8 月 1 日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は 11 万 8,000 円と記録されているところ、年金事務所から提出された給料支払明細書及び給与明細書、請求者から提出された預金通帳、課税庁から提出された給与支払報告書、金融機関から提出された取引履歴調査結果、同僚の給与明細書(以下、併せて「給料支払明細書等」という。)により、請求者の資格取得時の報酬月額及び標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額(平成 28 年 10 月から平成 29 年 8 月までは 26 万円、平成 29 年 9 月から平成 30 年 8 月までは 30 万円、平成 30 年 9 月から令和元年 7 月までは28 万円)並びに事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額(平成 28 年 10 月から平成 30 年 1 月までは26 万円、平成30 年 2 月は28 万円、平成30 年 3 月から同年 9 月までは26 万円、平成30 年 10 月は30 万円、平成30 年 11 月から平成31 年 1 月までは26 万円、平成31 年 2 月から令和元年7月までは20 万円)は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、給料支払明細書等により確

認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成28年10月から平成30年1月までは26万円、平成30年2月は28万円、平成30年3月から同年9月までは26万円、平成30年10月は28万円、平成30年11月から平成31年1月までは26万円、平成31年2月から令和元年7月までは20万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給料支払明細書等において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額と年金事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書等において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成28年10月1日から令和元年8月1日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間のうち、平成28年8月20日から同年10月1日までの期間については、給料支払明細書等により、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象には当たらないため、訂正は認められない。
- 4 請求期間のうち、平成 28 年 8 月 20 日から同年 10 月 1 日までの期間、平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 10 月 1 日までの期間及び平成 30 年 11 月 1 日から 令和元年 8 月 1 日までの期間について、給料支払明細書等により確認できる請求者の資格取得時の報酬月額及び標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額(平成 28 年 8 月及び同年 9 月は 26 万円、平成 29 年 9 月から平成 30 年 8 月までは 30 万円、平成 30 年 9 月は 28 万円、平成 30 年 11 月から令和元年 7 月までは 28 万円)は、オンライン記録の標準報酬月額及び上述の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を超えていることから、請求者の標準報酬月額を平成 28 年 8 月及び同年 9 月は 26 万円、平成 29 年 9 月から平成 30 年 8 月までは 30 万円、平成 30 年 9 月及び平成 30 年 11 月から令和元年 7 月までは 28 万円とすることが必要である。

ただし、平成28年8月及び同年9月、平成29年9月から平成30年9月まで、並びに平成30年11月から令和元年7月までの訂正後の標準報酬月額(上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

5 請求期間のうち、令和元年8月1日から同年9月1日までの期間について、本件訂正請求日においては、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であり、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、11万8,000円と記録されているところ、給料支払明細書等により、請求者は、事業主から、標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額(28万円)に相当する報酬月額の支払を受けていたこ

とが確認できることから、請求者の標準報酬月額を 28 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2100452 号 厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2100088 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成 15 年 7 月 18 日は 60 万円、 平成 15 年 12 月 5 日は 61 万 5,000 円、平成 16 年 7 月 16 日は 56 万円、平成 16 年 12 月 3 日は 63 万円に訂正することが必要である。

平成15年7月18日、平成15年12月5日、平成16年7月16日及び平成16年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 7 月 18 日、平成 15 年 12 月 5 日、平成 16 年 7 月 16 日及び平成 16 年 12 月 3 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年7月18日

- ② 平成15年12月5日
- ③ 平成16年7月16日
- ④ 平成16年12月3日

請求期間に、A社から賞与が支払われたが、標準賞与額の記録がない。賞与の振込が確認できる預金通帳を提出するので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳及び複数の同僚から提出された賞与明細書並びに預金通帳(以下、併せて「預金通帳等」という。)により、請求者は、請求期間①から④までの各期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

また、請求期間①から④までの標準賞与額については、上述の預金通帳等において推認できる賞与額から、請求期間①は 60 万円、請求期間②は 61 万 5,000 円、請求期間③は 56 万円、請求期間④は 63 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料 を納付する義務を履行したか否かについては、A社の当時の事業主は亡くなって おり、その後、同社が解散するまでの事業主からは平成15年7月18日、平成15年12月5日、平成16年7月16日及び平成16年12月3日の請求者に係る賞与支払の届出及び厚生年金保険料の納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。